

5 川健障社第 6 8 5 号
令和 6 年 3 月 2 5 日

川崎市育成会手をむすぶ親の会
会長 美和 とよみ 様

川崎市長 福 田 紀 彦

令和 6 年度の予算要望について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市の障害保健福祉行政に対し、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 8 月 2 9 日付け 5 川育成第 1 6 号にて御提出のありました要望につきまして、別紙のとおり回答いたします。

（健康福祉局障害者社会参加・就労支援課）

電 話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 4 5 6

ファクス 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 3 2

1. 人材の確保と育成について

【回答】

障害福祉施設等の従事者の人材確保及び育成につきまして、本市では、移動支援等の従事者養成研修の支援を行うとともに、重度訪問介護や相談支援従事者に係る研修、強度行動障害支援者養成研修などを実施しているところとともに、現在、障害福祉サービス事業所等に勤務している新規職員に対する家賃補助事業についても制度の開始に向けて取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、障害者のケアマネジメントの充実に資する取組や従事者における支援のスキルアップに向けた研修等に取り組んでまいりたいと考えております。

令和5年度につきましては、障害福祉施設事業協会において権利擁護関係等の研修を行っていると同っております。今後につきましても情報共有に努めてまいります。

2. 生活介護事業所における送迎の整備について

【回答】

生活介護の送迎につきましては、事業所が、利用者を送迎した際に給付費を算定できる仕組みになっており、障害支援区分が重い利用者を送迎した場合等の一定要件を満たす場合には、通常より高い報酬が算定できるようになっています。

本市におきましては、国の送迎加算に上乘せして、市独自の加算を設けることで、事業所が送迎を行いやすいようにしています。

今後につきましても、利用者の通所がスムーズに行えるよう取組を進めてまいります。

3. 相談支援事業の充実

【回答】

相談支援事業の充実につきましては、令和3年度に実施した地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入や基幹相談支援センターの機能強化等により、身近な地域において、障害種別やサービスの利用の有無に関わらず、多様なニーズに対応した相談支援をより効果的かつ効率的に受けられる体制を整えているところですが、相談支援体制の安定した継続のために、引き続き、相談支援従事者の初任者研修や現任研修等を実施し、相談支援従事者の養成に取り組むほか、民間の施設・事業所も含めた全市的な相談支援の質の向上を図るための人材育成等の取組を進めてまいります。

また、計画相談支援の作成率が伸びていかない状況に対しましては、相談支援事業所の拡充に向けて、補助金や市単独の加算金等による相談支援事業への新規参入の勧奨や体制強化に向けた支援の実施、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援機関に対する後方支援の実施、他都市と連携を図りながら国に対してサービス等利用計画作成における報酬単価の見直しに関する要望など、計画相談支援の供給量の確保に向けた取り組みを引き続き実施するとともに、事業所も含めた関係機関と、今後も相談支援体制に係る検討を重ねてまいります。

4. 災害時の支援

(1) 災害時個別避難計画について

【回答】

被災した障害者の安否確認につきましては、災害時要援護者避難支援制度の活用とともに、個別避難計画の作成の中で、安否確認を行う避難支援者の設定に努めているところでございます。

避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成につきましては、作成支援を依頼させていただいている相談支援専門員に向けた個別避難計画に関する研修会を開催するなど、優先的に避難計画の作成が必要な方から、順次作成を進めてまいります。

(2) 一次避難所における障害者への配慮と二次避難所のあり方

【回答】

障害者おひとり一人の避難につきましては、ご自宅のハザードやリスクを支援者などと確認したうえで、安全かつ安心して過ごせる場所を検討していただくことが重要であると考えており、風水害に備えたマイタイムラインの作成についての周知などに取り組んでいるところです。

また本市では、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、すべての指定避難所で障害者や高齢者等の要配慮者専用スペースを開設できるよう、取組を進めているところです。

さらに、避難生活が長期化した場合、指定避難所では安定した生活を送ることが困難な障害者・高齢者等につきましては、二次避難所（福祉避難所）として協定を締結した社会福祉施設等を使用し支援を実施することとしております。一方、台風や地震等の自然災害が大規模化・激甚化する傾向にあり、発災直後は、社会福祉施設の入所者や施設の安全確保が最優先であること、社会福祉施設が被災する可能性もあり得ることなどから、実行可能な体制整備について検討を進めているところです。

避難所間の移動による環境変化への対応や、移動自体が難しい場合もあることを踏まえ、直接避難が可能となる指定福祉避難所の設置等について、課題の整理や検証等を進めてまいります。

また、避難所運営マニュアルの表記等につきましては、関係局区と連携しながら、検証してまいります。

5. 住まいの整備（グループホームや単身者住居）

(1) グループホームの計画的整備の推進

【回答】

川崎市では自立した住まいの場の1つとして、グループホームの設置を積極的に推進しており、障害の種別にかかわらず障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、障害種別を限定せずに全体の目標数を示しているところでございます。

「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」において、全体の目標数を示しており、令和3年度から令和5年度までは、毎年100名、3年間で合計300名のグループホームの定員増を図ることとしております。

(2) 市営住宅の障害者グループホームとしての積極的な活用

【回答】

本市の市営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することを目的としておりますが、建て替え等のために入居者募集を停止している住戸、いわゆる政策空き家において、現在、3住宅計9戸をグループホームとして活用しているところでございます。

また、100戸以上の大規模団地の建て替えに際しては、原則として敷地の一部を創出することにより、保育所及び老人福祉施設等の社会福祉施設を誘致し、高齢化した市営住宅入居者の課題解決及び地域の社会福祉向上に資する計画としているところでございます。

今後も引き続き、関係部局と連携の上、社会福祉向上等に資する取組を進めてまいります。

（3）365日個々に必要な支援

【回答】

平成30年度の報酬改定において、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として日中サービス支援型共同生活援助が創設されました。

このサービスにつきましては、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とするとともに、利用者6人に対し世話人1人という従来の共同生活援助よりも手厚い世話人を配置することとしており、最低基準の利用者5人に対して世話人1人をベースに、利用者4人に対して世話人1人及び利用者3人に対して世話人1人の基本報酬が設定されております。

本市においても日中サービス支援型共同生活援助事業所の指定を行っており、今後もこの新たな類型の共同生活援助事業所の指定が行われるよう状況を注視してまいります。

なお、本市におけるグループホームにつきましては、国報酬に加え、入居者に対して良質なサービスを提供するための世話人体制確保加算、夜間帯のサービス提供を行うために必要な夜間支援員の体制を確保するための夜間体制加算等の市単加算を設けており、利用者に対する支援を評価しているところでございます。市単加算のあり方につきましては、持続可能で安定的な制度運用となるよう、引き続き検討してまいります。

（4）単身者向け住宅への支援

【回答】

サービス付き高齢者住宅につきましては「高齢者住まい法」に定められた住宅であり、一部の住宅は「特定入居者生活介護」として介護保険法にサービスとして定められており、川崎市でも施策を進めているところですが、法制度の定めのない「障害のサービス付き住居」については現時点では検討するのが難しい状況となっております。

本市では、住まいの整備として、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様なニーズに対応した住まい方を実現するための場を安定的に確保するため、グループホームなどの基盤整備や、入所施設向けの支援と併せて、障害のある方を受け入れる地域の受入体制の充実を図っています。

また、障害のある方の民間住宅への入居機会を確保するための「川崎市居住支援制度」や「川崎市あんしん賃貸支援事業」、障害のある方が暮らしやすい居住環境の確保に向けて南部・中部・北部の地域リハビリテーションセンター、地域支援室、在宅支援室において専門相談を実施するなど、身近な地域で相談しやすい体制の整備や、地域の相談機関との連携強化に向けた取組を行っています。

今後につきましても、ニーズ等を踏まえながら多様な住まい方と場の確保について取組を進めてまいります。

（５）グループホーム家賃補助について

【回答】

グループホームの家賃助成加算につきましては、川崎市の受給者が県内事業所を利用した際に給付費を算定できる仕組みになっております。東京都では「東京都障害者・障害児施策推進計画」に基づき地域居住の場としてグループホームの整備を促進しており、本来、東京都に居住する方が利用するものとして計画されています。そのため、当該加算を東京都でも適用した場合に、地域資源としてのバランスが崩れる可能性があるため、県外での加算適用は難しいものとなっております。

6. 短期入所（ショートステイ）の拡充と日中一時支援事業へのサポート

（１）身近な所にショートステイ〔福祉型〕の整備

【回答】

平成28年3月に策定いたしました「第2期障害者通所事業所整備計画」の中で、障害のある方の地域生活を支える仕組みの1つの柱である「短期入所」の拡充の必要性を課題といたしまして、生活介護事業所への併設を含めて効率的な導入を検討し、区を単位とした短期入所サービスを提供する体制の整備をしてまいりました。

直近では、令和5年11月に高津区の拠点型施設「ナーシングピア子母口」において短期入所13床を設置したところでございます。

今後につきましても、引き続き、拠点型施設の設置などに合わせて、短期入所事業所の整備を進めるなど、短期入所サービスの拡充に取り組んでまいります。

（２）日中一時支援事業へのサポート

【回答】

日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業につきましては、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう当該障害児・者の状況に応じて、適切な指導及び訓練を行うことで、障害児・者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的としております。

令和5年8月現在、指定事業所は42か所となっており、令和4年8月時点の37か所に比べ、5か所増加している状況です。

今後も、当該制度に係る国や他都市の動向に注視しながら、引き続き事業の整備を進めてまいります。

7. 各区に地域で核となる地域生活支援の拠点施設の建設

【回答】

本市におきましては、生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、障害者生活支援・地域交流事業といったサービスを提供する多機能型施設を「第2期障害者通所事業所整備計画」に基づいて整備しており、現在、川崎・中原・高津区・宮前区において整備が完了し、麻生区では令和8年度の開設に向けて整備を進めています。未整備地区の幸区と多摩区につきましても、引き続き整備に向けた検討を進めております。

8. 特別支援学校卒業生在宅ゼロ施策の継続並びに通所施設や就労先などになじめず在宅で引きこもりがちな人に対する支援の強化

【回答】

本市では、平成22年度に「特別支援学校等卒業生対策に伴う障害者通所事業所整備計画」を策定し、通所事業所の中でも就労支援系事業所に比べて民間の自主的な参入が進まない生活介護事業所について、各区における計画的な整備を進めてきました。

また、平成28年度には、平成28年度～令和5年度までを計画期間とする第2期障害者通所事業所整備計画を策定するとともに、平成29年度には、小規模生活介護事業所整備費補助制度を創設するなど、計画的に整備を推進しているところでございます。

特別支援学校等卒業生に対する支援につきましては、通所を開始してからも、様々な悩み事や課題等が出てくることから、家族や施設職員だけではなく、必要に応じて、区役所地域みまもり支援センター、地域支援室、地域相談支援センター、相談支援事業所等による相談支援や、就労援助センターにおける就労支援等、各関係機関が連携を取りながら、今後も本人を中心とした支援が継続できる体制を維持してまいります。

9. その他

（1）障害者の所得補償

【回答】

障害基礎年金を含む基礎年金の給付につきましては、国民年金法第1条及び第2条にございますように、憲法第25条の理念に基づき、すべての生活部面について、国民生活の安定が損なわれないように、必要な給付を行うこととされております。

国においては、令和元年10月に障害年金生活者支援給付金を含む年金生活者支援給付金制度が施行されておりますが、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の改善について、他の政令指定都市とともに国に要望を行っているところでございます。

（2）法人後見制度の推進

【回答】

本市においては、平成19年度から、本市と「あんしんセンター」を中心として、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会などの専門職が参加する「川崎市成年後見制度連絡会」を開催しており、制度の普及啓発のためのシンポジウムや親族後見向けの研修等を実施しております。

また、令和3年7月には、成年後見制度の更なる推進を目的として、川崎市社会福祉協議会に委託し「川崎市成年後見支援センター」を設置し、センターと連携して、成年後見制度の法人後見や日常生活自立支援事業等の取組を推進しています。

さらに、家庭裁判所や士業、医師会、高齢者施設、障害者の相談支援機関、区役所等を委員とする、川崎市成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度に関する問題解決と利用促進を図るために、必要な協議を行っています。

今後も成年後見制度の促進が図られるよう、裁判所や専門職との情報共有を進め、連携強化に取り組んでまいります。